

京都市青少年活動センターの自動販売機設置仕様書

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課が行う次の2か所の京都市青少年活動センターにおける自動販売機設置事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の項目を御承認のうえ、お申し込みください。

1 設置目的

災害発生時に無償で飲料を提供することのほか、施設利用者の利便性の向上と使用料の増収を図ることを目的に京都市青少年活動センター（2か所）に自動販売機を設置します。

2 設置条件等

（1）所在地、寸法上限、台数、最低使用料

番号	場所及び寸法上限（cm）	台数	最低使用料（税込）
①	設置場所：京都市北青少年活動センター 所在地：北区紫野西御所田町56番地（北区総合庁舎西庁舎3・4階） 寸法：W120×D90×H190	1台	138,000円
②	設置場所：京都市伏見青少年活動センター 所在地：伏見区鷹匠町39番地の2（伏見区総合庁舎4階） 寸法：W140×D90×H190	1台	1,110,000円

※ 寸法には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含みません。

※ 上記とは別に、空容器のリサイクルボックス2個分（1個当たり W45cm×D55cm）の設置場所を確保しています。

（2）空容器回収箱

ア 営業事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器のリサイクルボックスを設置しなければなりません。

イ 空容器のリサイクルボックスは、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

ウ リサイクルボックスの形式に指定はありませんが、育成推進課と事前協議のうえ設置してください。

（3）取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、お茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはなりません。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）を原則とします。

（4）設置機種等

ア インドア型（缶、びん、ペットボトル式）の飲料用自動販売機

イ 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本

市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機としてください。

ウ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

エ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開所時間外や閉所日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

オ 電気子メーター

営業事業者は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

（５）耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の経費は、営業事業者の負担となります。

（６）衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

（７）緊急連絡先の表示

営業事業者は、設置するすべての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、すべて営業事業者の責任において対応してください。

（８）維持管理等

ア フルオペレーション

営業事業者においては、自動販売機の設置から商品補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に育成推進課と協議のうえ、施設業務に支障を来すことがないよう十分に注意して行ってください。

（９）機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、事前に育成推進課に申し出たうえで、承諾を得てください。

３ 応募資格要件

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方は、営業事業者に応募することができます。

（１）京都市競争入札参加資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。
- イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。
- ウ 京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと。

(2) 京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、**自己を証明する書類（注）**を提出できる方

- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること
- イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること
- ウ 契約を締結する能力を有していない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
- カ 申出者又は応募者である役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申込に当たって、一部の方を除いて※、下記の書類の御提出をお願いすることになります。

＜申出者又は応募者が個人であるとき＞

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から三箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）**様式3**

＜申出者又は応募者が法人であるとき＞

- ・ 登記事項証明書（法人登記謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から三箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）**様式3**

※ 自己を証明する書類の提出を免除する方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体から免許、許可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手とするに足りうる信用性があると認められるもの

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 使用許可の期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

なお、令和8年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新します。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年間の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

（ア）本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度の年額使用料を納入してください。

（イ）本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合においては、自動販売機の撤去に要する経費、その他一切の経費は営業事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

上記4－（1）に記載する使用許可を更新した場合の更新後の使用料は、引き続き当初の使用料と同額とします。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は営業事業者自らの責任で行い、これらに要する費用等の一切は、営業事業者の負担とします。

イ 電気料

（ア）自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、営業事業者の実費負担とします。

（イ）電気料金は、設置施設の管理運営を行う指定管理者の指示に基づき、四半期ごとに本市が指定する期日までに納入してください。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納入してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続

(1) 申込方法

ア 郵送での申込

（ア）申込受付期間

令和7年2月12日（水）から同年2月28日（金）【必着】まで

（イ）送付先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 宛

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

イ 持参による場合

(ア) 受付期間

令和7年2月12日(水)から同年2月28日(金)まで

【午前9時～12時、午後1時～5時】※受付は平日のみ

(イ) 提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 まで

(2) 必要書類(各1部)

ア 応募申込書(様式1)

イ 販売予定品目(自動販売機用)

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

} 様式は任意です。

(3) その他

ア 上記以外による受付(電話、電子メール、ファックス等)は行いません。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ウ 様式は、育成推進課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/soshiki/39-2-1-0-0.html>

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書様式2にその内容を記入のうえ、持参してください。

(1) 質問書受付期間(持参のみ)

令和7年2月12日(水)から同年2月17日(月)午後5時まで

【午前9時～12時、午後1時～5時】※受付は平日のみ

(2) 質問書提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 まで

(3) 質問に対する回答

令和7年2月20日(木)までに育成推進課ホームページに掲載します。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/soshiki/39-2-1-0-0.html>

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外(電話、電子メール、ファックス等)には一切応じません。

イ 応募内容、審査等に関する問合せには一切応じません。

ウ 様式は、育成推進課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/soshiki/39-2-1-0-0.html>

7 営業事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2人以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定します。

(2) 決定日

令和7年3月中旬（予定）

(3) 決定後の通知及び公表

決定後、各応募者へ決定された営業事業者名及び決定金額を通知します。

また、育成推進課ホームページにおいて、決定された営業事業者が法人か個人かの区分と決定額を掲載します。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/soshiki/39-2-1-0-0.html>

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ 応募者の記名押印がないもの

ウ 同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの

エ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの

オ 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの

カ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除、挿入等があるもの

キ 営業事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの

ク その他この要項の条件等に違反したもの

8 使用許可申請手続

営業事業者に決定した者は、以下の手続を行ってください。

(1) 行政財産使用許可申請の提出

本市指定の様式により、行政財産使用許可申請を行ってください。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を御提出ください。

9 営業事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合

(2) 営業事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合

(3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

10 その他

- (1) 4－(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手續に要する一切の費用は、営業事業者で御負担いただきます。
- (2) 営業事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。

11 参考情報

○ 売上実績及び施設利用者数

施設名	売上実績※（単位：本）		施設利用者数（単位：人）	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
北青少年活動センター	3, 308	2, 538	47, 425	52, 295
伏見青少年活動センター	9, 145	12, 979	77, 282	85, 397

※ 設置事業者の「販売実績報告書」による実績値を記載しています。
参考値であり売上等を保証するものではありません。

○ 施設開所時間等

開所時間 月～土 午前10時から午後9時まで
日、祝日 午前10時から午後6時まで
休所日 水曜日、12月29日から1月3日まで

令和7年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

應募申込書

京都市〇〇青少年活動センターの自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）を確認のうえ同意し、京都市〇〇青少年活動センターにおける自動販売機設置事業者の応募について、次のとおり申し込みます。

なお、募集要項に規定する応募資格要件に違反していないとともに、京都市税、水道料金及び下水道料金の滞納がないことを誓約します。

氏名・名称 及び代表者名 (押印不要)	
住所・所在地	〒 —
担当部署・担当者 氏名・連絡先	(担当部署) (氏名) (連絡先) — —
応募金額 (提案使用料) ※税込金額を記載	〇〇青少年活動センター ※最低使用料 〇〇〇円
	千万 百万 十万 万 千 百 十 円 0 0

【注意事項】

- 1 営業事業者の決定は、施設ごとに行います。応募しない施設については、金額欄を斜線で抹消してください。
- 2 一度応募された応募申込書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 3 書き損じたときは、訂正をせずに、新しい応募用紙に記載してください。
- 4 応募金額は、アラビア数字で右詰めで記載し、頭部に「¥」を付けてください。
- 5 応募金額は、百円単位で記載してください。
- 6 営業事業者として決定された場合は、各応募者へ氏名・名称及び決定金額が通知されるとともに、個人・法人の別と決定金額が公表されます。

【添付書類】

- 1 自己を証明する書類（京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方）
2 販売予定品目
3 設置予定機器等の仕様が分かる資料
4 その他参考資料（ ）

質 問 書

令和 7 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

住所・所在地

氏名・名称
及び代表者名

(担当者)

担当部署

氏 名

電 話

質問箇所
質問内容

様式第 1 号（第 3 条、第 4 条及び第 6 条関係）

誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生 年 月 日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号ウに規定する使用人